

## 那珂市における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保



(4-11)

- 施設敷地緊急事態発生時には、病院、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の避難のために、那珂市及び日本原子力発電(株)が配備する車両のほか、茨城県の要請に基づき、〇〇〇〇が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。

	式入	信託車両 (ストックー仕様)	信託車両 (車椅子仕様)	
(A)必要車両台数	14台	5台	12台	
(B)信託車両台数	計14台以上	計5台以上	計12台以上	差し替え
泊村	(イメージとして他地域のものを記載)			各信託車両の1台あたりの乗車人数 【信託車両(ストックー仕様)】40人乗り(2台) 【信託車両(ストックー仕様)】15人乗り(1名乗り) 【信託車両(車椅子仕様)】車椅子1名乗り
那珂川町	10台以上	—	—	PAZ・UPZ周辺が所在する被災地域のバス会社が 保有する車両総数1,252台
北浦道バス協会	—	3台以上	10台以上	各信託車両の1台あたりの乗車人数 【信託車両(ストックー仕様)】ストックー1名乗り 【信託車両(車椅子仕様)】車椅子2名乗り

\* 地震等の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、奥跡組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)に支援を要請

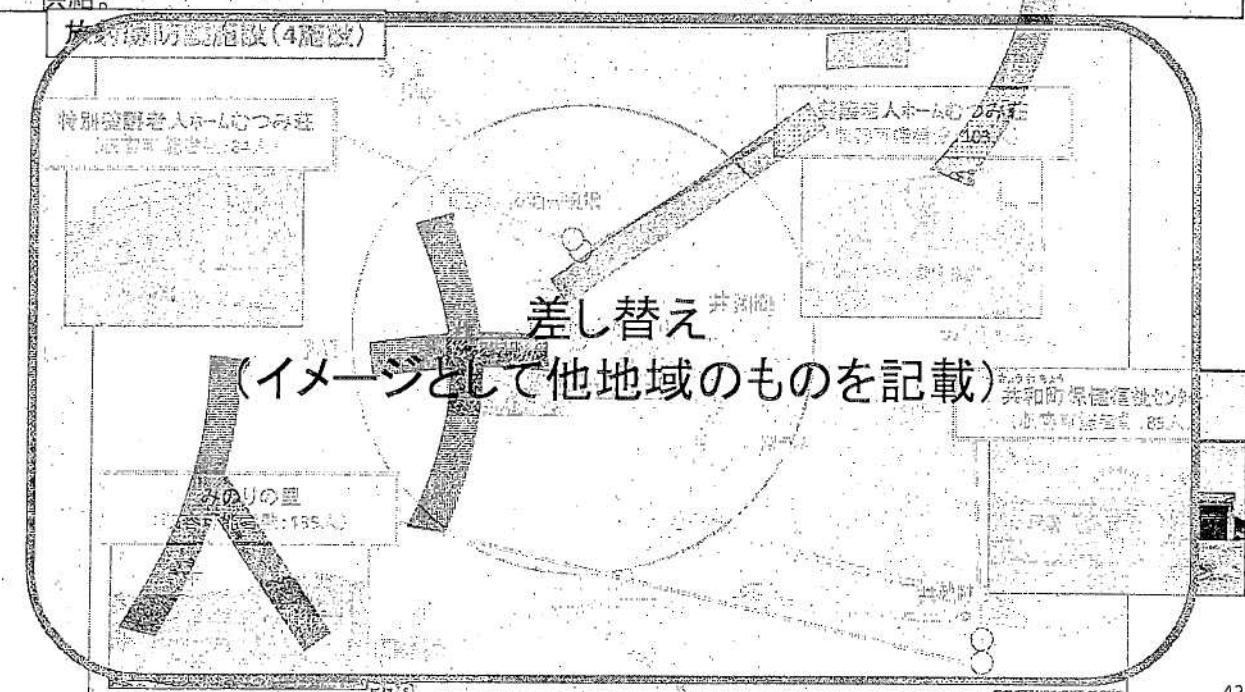
41

## 避難を行うことによる車両利用が高まる在宅の避難行動要支援者に対する対応



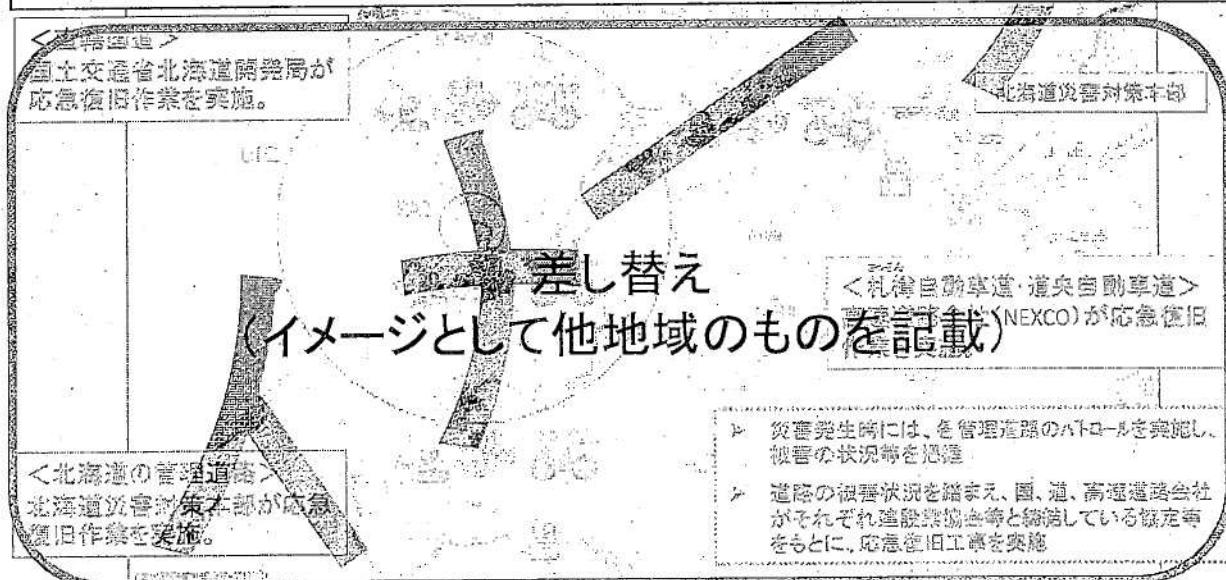
(4-12)

- 予防的な避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まる者については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護施設(●施設)へ収容。
- これら●施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大●人収容可能。
- また、これら●施設では、屋内退避者のための●日分の食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避が●日を超える事態となった場合は、日本原子力発電(株)が●日分の食料等を供給。



42

- ▶ 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が自然災害等により使用できない場合は、茨城県、東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
- ▶ 茨城県は、「復興みちづくりアクションプラン」に基づき、緊急輸送道路の確保を行う。
- ▶ 直轄国道及び高速道路については、国土交通省関東地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



43

## 5. PAZ内の全面緊急事態における対応

&lt;対応のポイント&gt;

2. 避難先の受入れ体制を整えること。
3. 安定ヨウ素剤を配布していない者等に、緊急配布すること。

## 東海村におけるPAZ内の住民の避難先及び避難住民数



(5-1)

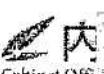
ひらがな

- 東海村におけるPAZ内の住民については、自家用車で避難する住民は、自家用車により、避難先に移動。
- バスで避難する住民は、徒歩等で各バス集合場所に集合し、バスにより避難先に移動。



45

## 日立市におけるPAZ内の住民の避難先及び避難住民数



(5-1)

ひらがな

- 日立市におけるPAZ内の住民については、自家用車で避難する住民は、自家用車により避難中継所を経由して避難先に移動。
- バスで避難する住民は、徒歩等で各バス集合場所に集合し、バスにより避難先に移動。



46

- ▶ ひたちなか市におけるPAZ内の住民については、自家用車で避難する住民は、自家用車により避難中継所を経由して避難先に移動。
- ▶ バスで避難する住民は、徒歩等で各バス集合場所に集合し、バスにより避難先に移動。



47

## 那珂市におけるPAZ内の住民の避難先及び避難住民数

- ▶ 那珂市におけるPAZ内の住民については、自家用車で避難する住民は、自家用車により、避難先に移動。
- ▶ バスで避難する住民は、徒歩等で各バス集合場所に集合し、バスにより避難先に移動。



48

- 東海村において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、約○人分:バス○台であり、茨城県は○○○○に住民避難用バスの確保を要請。
- ○○○○は、住民避難用バスを調整・確保する。

東海村における全面緊急事態での輸送能力の確保		（参考）	
バスにより避難する住民	473人	17台	（参考）
※ 数字は現段階で治村が把握している暫定値			
＜治村における全面緊急事態での輸送能力の確保＞			
<b>差し替え</b>			
（イメージとして他地域のものを記載）			
(A) 必要車両台数		17台	
(B) 在保車両台数		17台以上	
確保先	北海道バス協会	17台以上	PAZ-UPZ町村が所在する後志地域のバス会社が保有する車両総数1,252台
※ 本表の取扱い上に記載した数字は、各市町村における現段階での現状把握によるものである。実際の運行状況、運賃、運行ルート等は、各市町村の判断によるものである。			

49

日立市における全面緊急事態での輸送能力の確保		（参考）	
バスにより避難する住民	473人	17台	（参考）
※ 数字は現段階で治村が把握している暫定値			
＜治村における全面緊急事態での輸送能力の確保＞			
<b>差し替え</b>			
（イメージとして他地域のものを記載）			
(A) 必要車両台数		17台	
(B) 在保車両台数		17台以上	
確保先	北海道バス協会	17台以上	PAZ-UPZ町村が所在する後志地域のバス会社が保有する車両総数1,252台
※ 本表の取扱い上に記載した数字は、各市町村における現段階での現状把握によるものである。実際の運行状況、運賃、運行ルート等は、各市町村の判断によるものである。			

50

ひたちなか市において全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

 内 (5-2)  
Cabinet Off

- ▶ ひたちなか市において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、約●人分バス台であり、茨城県は〇〇〇〇に住民避難用バスの確保を要請。
  - ▶ 〇〇〇〇は、住民避難用バスを調整・確保する。

バスにより避難する住民	473人	バス集合場所にて乗車 1台あたり40人の乗車を想定 【資料P46】
※ 條字は現段階で泊村が把握している駅定員		
泊村における全般緊急事態での輸送能力の確保		
(A) 必要車両台数	17台	
(B) 確保車両台数	計17台以上	
確保先	北海道バス株会	PAZ・UPZ町村が所在する統志地域のバス会社が保有する車両 総数1,252台

51

那珂市において全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

内 (5-2)

- 那珂市において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、約〇人分：バス〇台であり、茨城県は〇〇〇〇に住民避難用バスの確保を要請。
  - 〇〇〇〇は、住民避難用バスを調整・確保する。

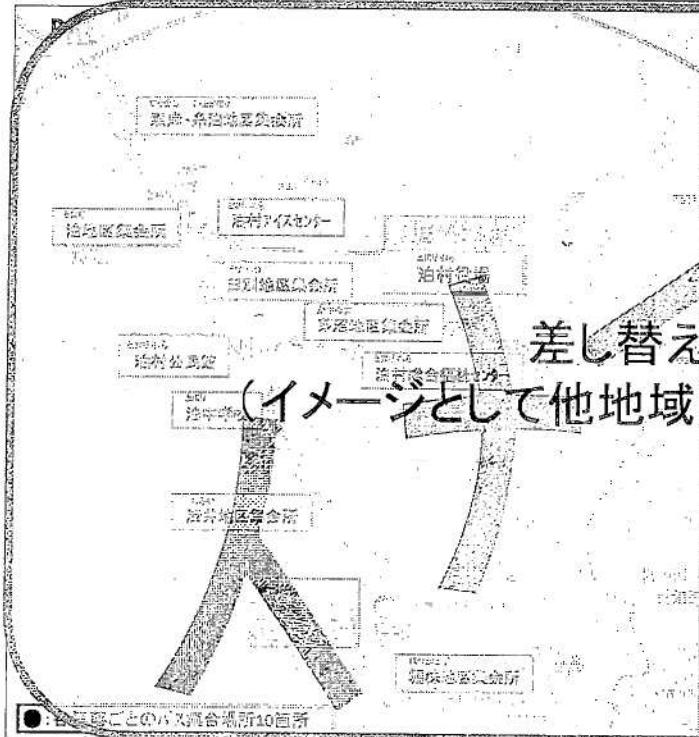
52

## 東海村におけるバス避難の住民の数

内  
Cabinet Office

(5-3)

- PAZ内のバスにより避難する住民は合計約●人。
- 東海村では、●箇所のバス集合場所を設置し、バスにより避難する住民は、あらかじめ指定されたバス集合場所に集合。



堀株地区集会所	60人	2台
吉井地区集会所	9人	1台
治中学校	41人	2台
治村総合福祉センター	59人	2台
茅沼地区集会所	60人	2台
治村公民館	50人	2台
白別地区集会所	31人	1台
治村アイスセンター	16人	1台
治地区集会所	39人	1台
海岸・糸治地区集会所	108人	3台

※ 数字は現段階で治村が把握している暫定値

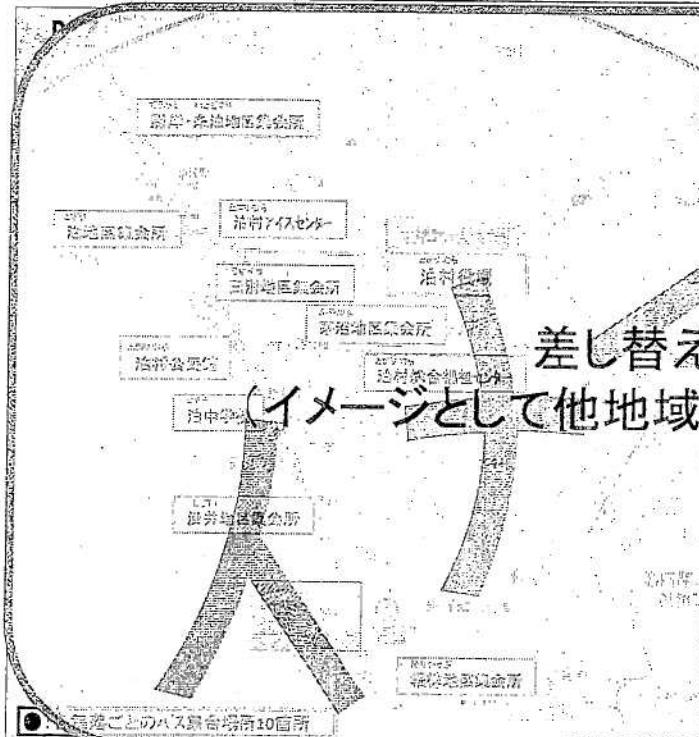
53

## 日立市におけるバス避難の住民の数

内  
Cabinet Office

(5-3)

- PAZ内のバスにより避難する住民は合計約●人。
- 日立市では、●箇所のバス集合場所を設置し、バスにより避難する住民は、あらかじめ指定されたバス集合場所に集合。



堀株地区集会所	60人	2台
吉井地区集会所	9人	1台
治中学校	41人	2台
治村総合福祉センター	59人	2台
茅沼地区集会所	60人	2台
治村公民館	50人	2台
白別地区集会所	31人	1台
治村アイスセンター	16人	1台
治地区集会所	39人	1台
海岸・糸治地区集会所	108人	3台

※ 数字は現段階で治村が把握している暫定値

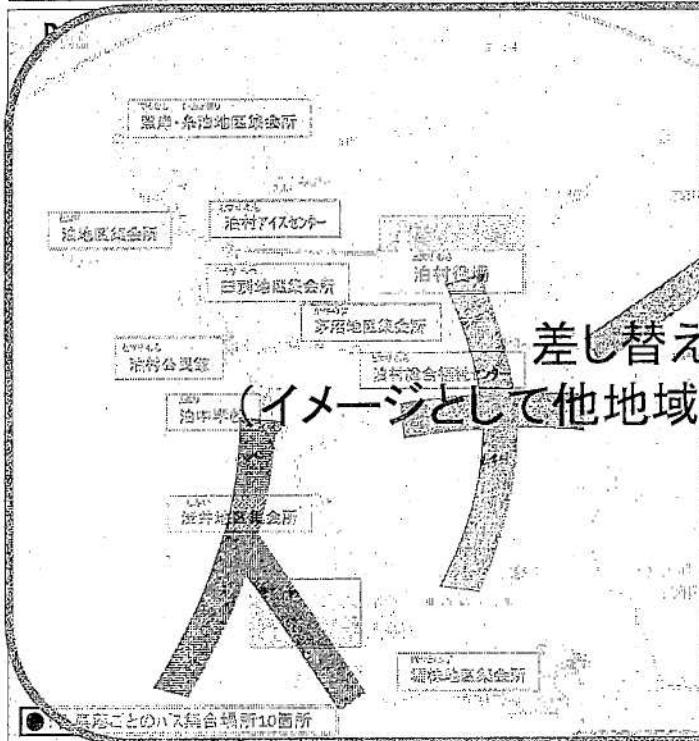
54

## ひたちなか市におけるバス避難の住民の数

内  
Cabinet Off.

(5-3)

- PAZ内のバスにより避難する住民は合計約●人。
- ひたちなか市では、●箇所のバス集合場所を設置し、バスにより避難する住民は、あらかじめ指定されたバス集合場所に集合。



差し替え  
(イメージとして他地域のものを記載)

堀株地区集会所	60人	2台
沼井地区集会所	9人	1台
泊中学校	41人	2台
泊村総合福祉センター	59人	2台
茅沼地区集会所	60人	2台
50人	2台	
日別地区集会所	31人	1台
泊村アイスセンター	16人	1台
泊地区集会所	39人	1台
堀岸・余治地区集会所	108人	3台

※ 数字は現段階で泊村が把握している暫定値

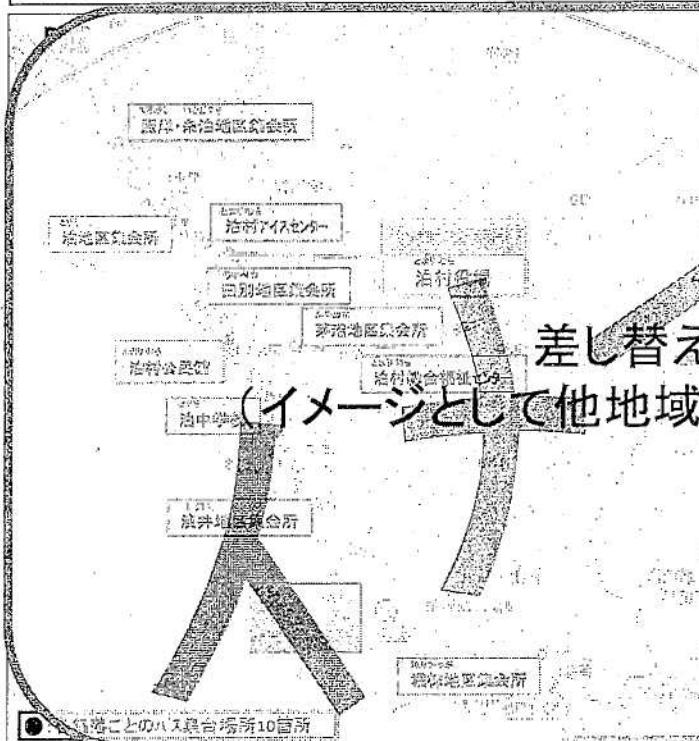
55

## 那珂市におけるバス避難の住民の数

内  
Cabinet Off.

(5-3)

- PAZ内のバスにより避難する住民は合計約●人。
- 那珂市では、●箇所のバス集合場所を設置し、バスにより避難する住民は、あらかじめ指定されたバス集合場所に集合。



差し替え  
(イメージとして他地域のものを記載)

堀株地区集会所	60人	2台
沼井地区集会所	9人	1台
泊中学校	41人	2台
泊村総合福祉センター	59人	2台
茅沼地区集会所	60人	2台
50人	2台	
日別地区集会所	31人	1台
泊村アイスセンター	16人	1台
泊地区集会所	39人	1台
堀岸・余治地区集会所	108人	3台

※ 数字は現段階で泊村が把握している暫定値

56

## 東海村におけるPAZ内から避難先までの主な経路



(5-4)

- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



57

## 日立市におけるPAZ内から避難先までの主な経路



(5-4)

- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



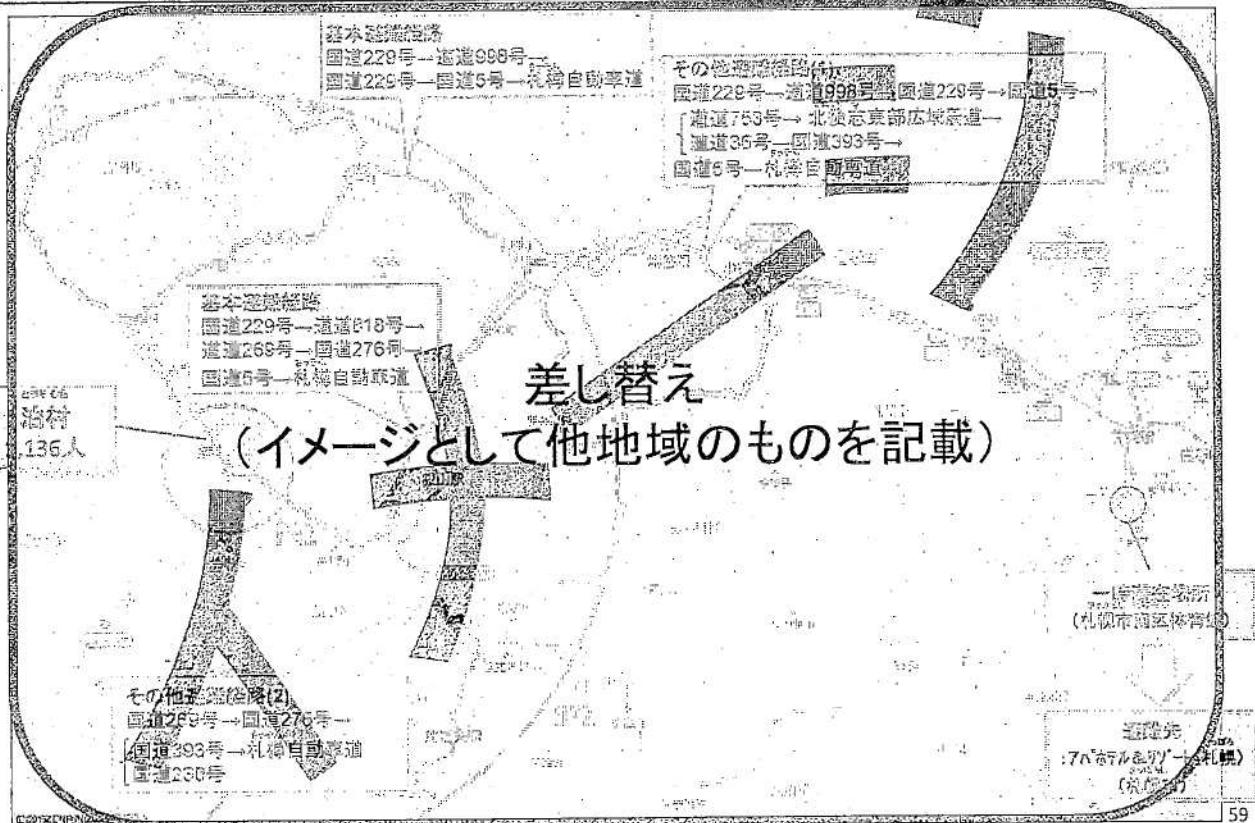
58

## ひたちなか市におけるPAZ内から避難先までの主な経路



(5-4)

- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。

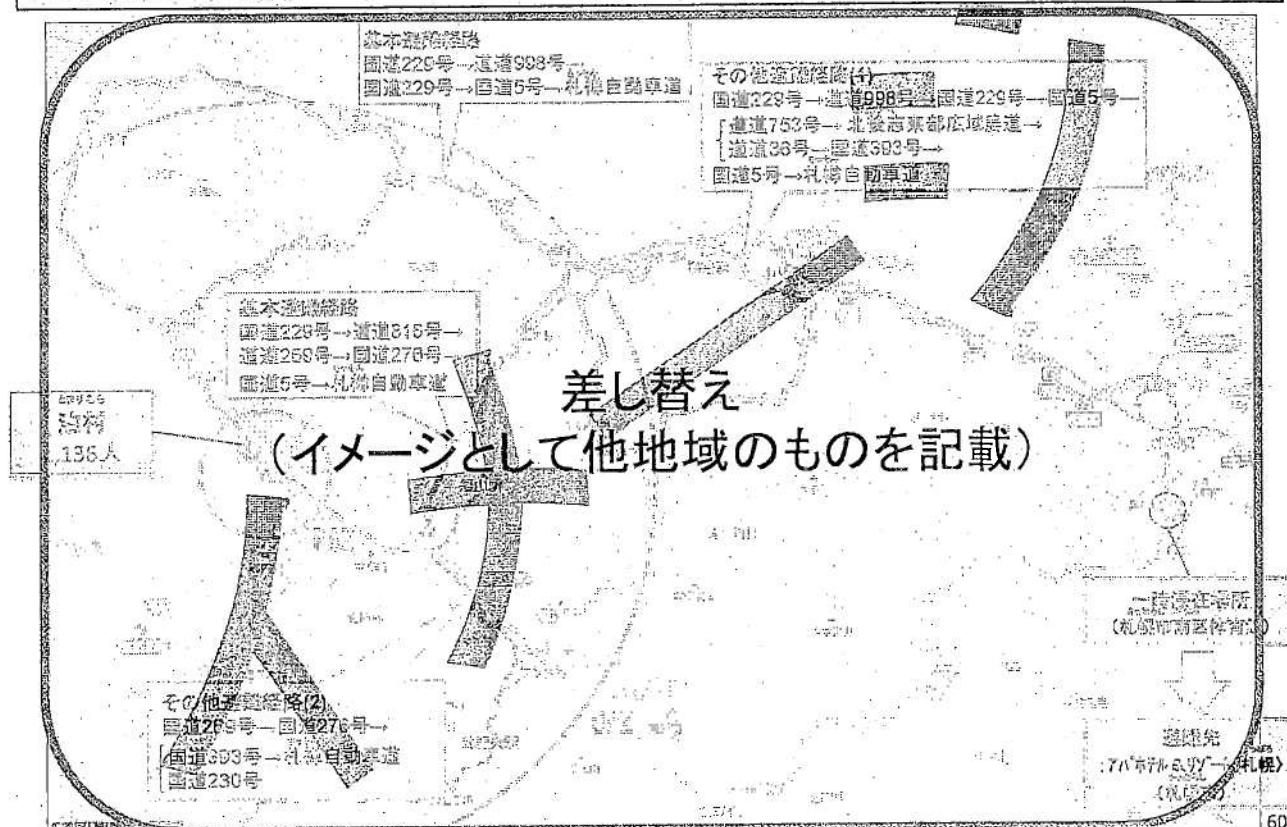


## 那珂市におけるPAZ内から避難先までの主な経路



(5-4)

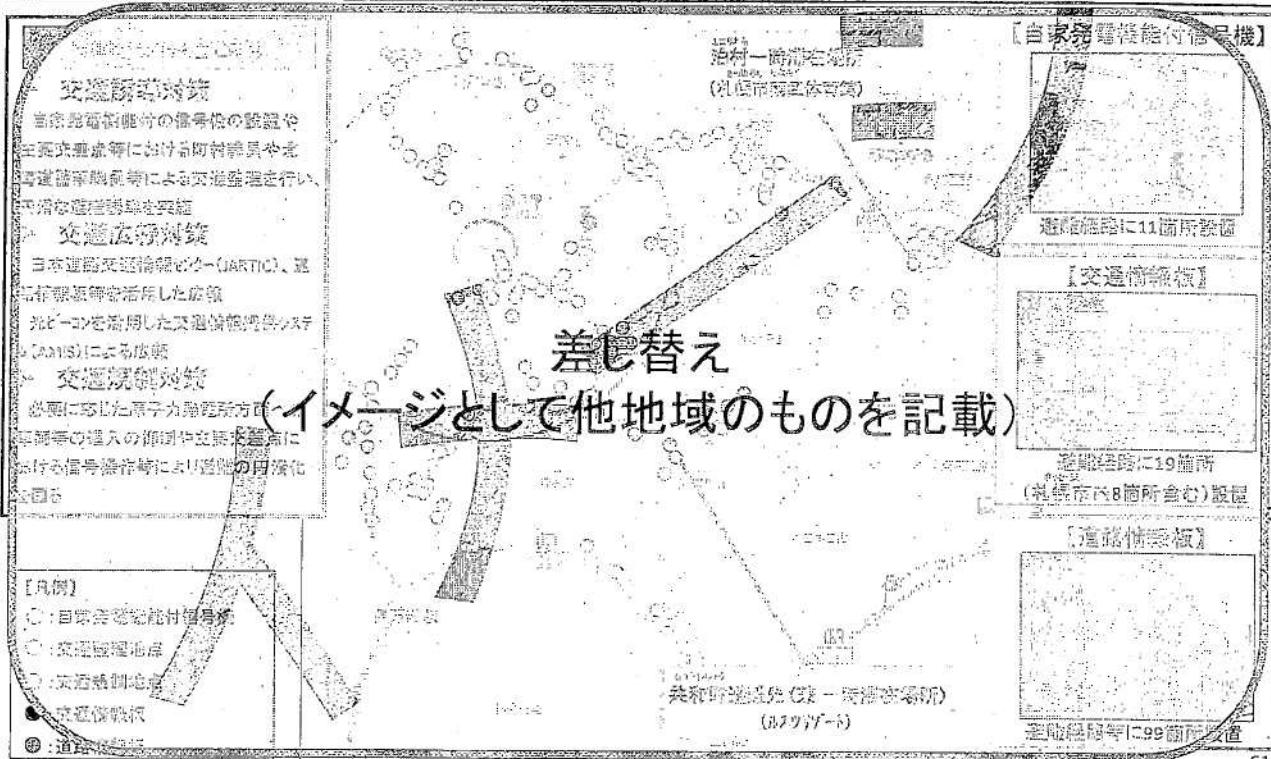
- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



### 避難を円滑に行うための対応策①

內 (5-5)

- ▶ 住民の避難が円滑に進むよう、茨城県警察は、ヘリコプター、車両感知器等を活用して、交通状況を把握するとともに、交通規制を行う。

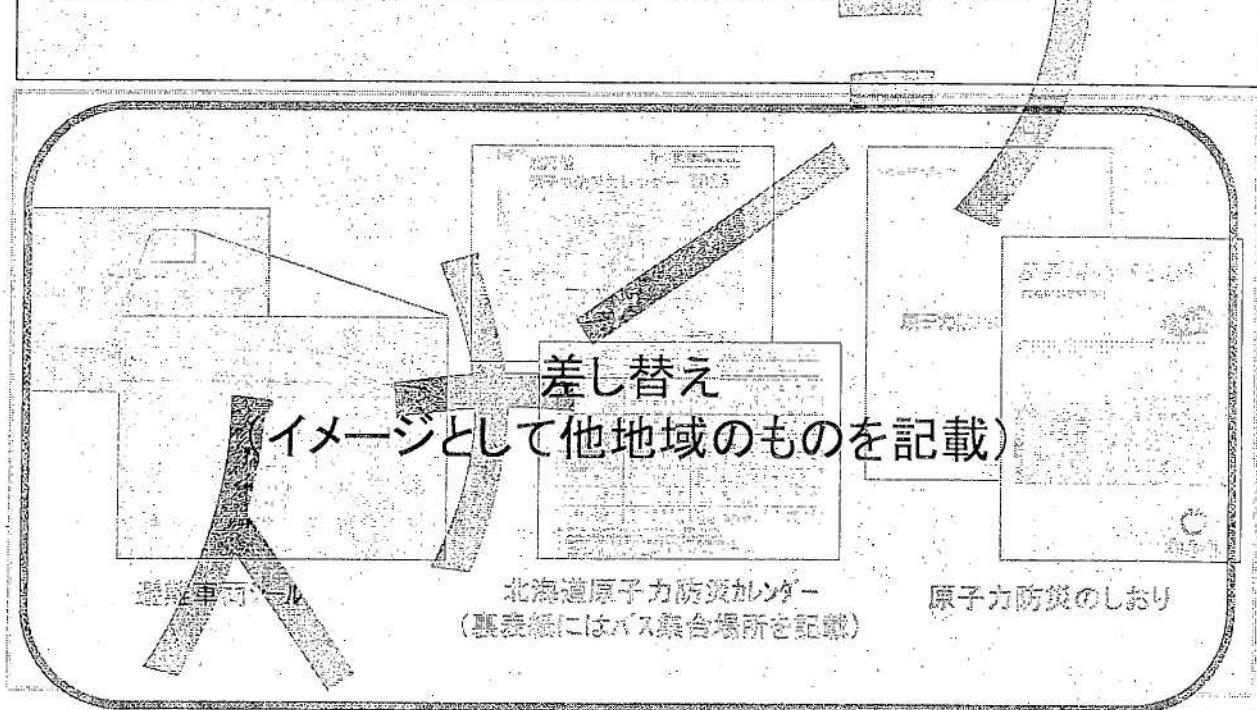


61

#### 避難を円滑に行うための対応策②

內 (5-5)  
Cabinet Offi

- ▶ 茨城県、東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市では、発電所で緊急事態が発生した場合における住民が取るべき行動や避難先等の情報についての普及啓発を継続的に実施。



62

## 対応方針について検討中

(C)2016ZENKIN/05E-56175号

差し替え

イメージとして他地域のものを記載)

- ▶ 災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を把握。
- ▶ 道路の被害状況を踏まえ、国、県がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等をもとに、応急復旧工事を実施。

&lt;直轄国道&gt;

国土交通省九州地方整備局が応急復旧作業を実施。

63

## 6. UPZ内における対応

## &lt;対応のポイント&gt;

- 1 放射性物質が放出される前には、全面緊急事態において、住民(避難行動要支援者を含む)の屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
- 2 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OHL)に基づき、空間放射線量率が毎時20μSv区域の住民は一時移転を行うこととなるため、施設からの距離に応じ、1週間程度内に一時Sv超過の区域を特定。当該移転できる体制が必要。